

～安全・安心な食生活の実現にむけて～

「令和 8 年度食と農に関する写真・絵画コンクール実施要領」

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 目 的 | 我が国の農業を取り巻く環境は、農畜産物流通のグローバル化による価格低迷や農業従事者不足など、多くの課題に直面している。このような中、食べ物を生産している農村地域においては、地域の貴重な財産である農地が荒廃し、昔ながらの田園風景や伝統文化が失われつつある。
そこで、私たちの生命に直結する「食」と、その食べ物を生産し豊かな自然景観を維持している「農」について考え、その意識を高めることにより、未来に生きる子どもたちへ安全・安心な食生活が引き継がれていくことを願い、本コンクールを実施する。 |
| 2 | 主 催 | 郡山市民食糧問題懇話会 |
| 3 | 共 催 | 郡山市農業委員会 郡山農業青年会議所 |
| 4 | 後 援 | 郡山市 郡山市教育委員会 |
| 5 | 募集期間 | 令和8年9月1日（火）～令和8年11月13日（金）
（消印有効） |
| 6 | 募集対象 | 郡山市内に在住、在学、在勤の方。 |
| 7 | 募集内容 | <u>作品テーマ 「食と農に関するもの」</u>
（“おいしそうな瞬間” や “一生懸命な農業”、“郡山市の農産品” など、“食や農に関するもの” を自由に表現する。） |

(1) 写真の部

- ・サイズ「2 L以上」カラー、応募点数 1 人3点まで。なお、A4カラーコピーでの応募も可。また、5 MB以下の写真データに限り、メールでの応募も可。その場合、メール1通につき応募作品は1点までとする。
- ただし、入賞した場合、写真用紙かつカラーでの再提出を依頼する。
- ・令和7年及び令和8年中に郡山市内で撮影したもので、未発表のものに限る。
- ・画像を修正したものは不可。

※作品の裏に「住所、氏名、年齢、電話番号、作品タイトル、撮影月日、撮影場所、返却希望の有無」を記載した紙を添付。

(学校応募は「学校名、学年、氏名、作品タイトル」を記載)
(メールでの応募の場合、メール本文に記載)

- (2) 絵画の部 (版画は除く。) (小学生1・2年生対象)
・サイズは「4ツ切」とし、1人1点の応募。

※作品の裏に「住所、氏名、年齢、電話番号、作品タイトル」を記載した紙を添付。(学校応募は「学校名、学年、氏名、作品タイトル」を記載)

- 8 応募先 〒963-8601
郡山市朝日一丁目23-7 郡山市役所西庁舎5階
郡山市民食糧問題懇話会(郡山市農業委員会事務局内)
TEL: 024-924-2481
FAX: 024-924-3090
- 9 応募方法 作品を郵送又は持参。
写真のみ、郵送、持参に加えメールでの応募も受け付ける。
- 10 著作権 当コンクールに応募された作品についての著作権移行は行わない。
ただし、受賞した作品については、郡山市民食糧問題懇話会が行う事業において、食料や農業についての幅広いPRを行うことに活用したいため、郡山市民食糧問題懇話会宛に「使用承諾書」の提出を依頼する。
- 11 作品の返却
(1) 写真は、返却を希望される方のみ返却する。
(2) 絵画は、原則返却する。
(3) 作品の返却は、令和9年3月上旬を予定。
- 12 審査結果及び表彰
(1) 審査結果は入賞者へ連絡する。
ただし、学校応募については学校を通じて入賞者へ連絡する。
(2) 入賞者の学校名・学年・氏名が、新聞等に掲載される場合がある。
(3) 表彰は、令和9年2月中旬を予定。
(4) 入賞作品は、表彰後、一般向けに展示するとともに、受賞作品集として市ウェブサイトに掲載する。

13 審査員 郡山市民食糧問題懇話会企画委員

14 表 彰

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 郡山市民食糧問題懇話会会長賞 | <u>写真・絵画 各1点</u>
賞状・賞品 |
| (2) 郡山市長賞（予定） | <u>写真・絵画 各1点</u>
賞状・賞品 |
| (3) 郡山市農業委員会会長賞（予定） | <u>写真・絵画 各1点</u>
賞状・賞品 |
| (4) 郡山農業青年会議所会長賞（予定） | <u>写真・絵画 各1点</u>
賞状・賞品 |
| (5) 優秀賞 | <u>写真・絵画とも各数点</u>
賞状・賞品 |
| (6) 学校奨励賞（団体賞） | <u>数校</u>
賞状・賞品 |

・学校応募で出品した学校等及び小学生全員に参加賞を贈呈する。